

2024年度 大阪公立大学

<工学部 建築学科>

小論文問題

解答時間 150分

注意事項

1. 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
2. 問題冊子は表紙を含めて全部で7ページである。脱落のあった場合には申し出ること。
3. 解答用紙（2枚）及び下書き用紙（2枚）は別に配付する。脱落のある場合には申し出ること。
4. すべての解答用紙の所定欄に、受験番号を丁寧に記入すること。
5. 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
6. 解答に字数の制限があるときは、句読点や記号も含めて数えること。
7. 解答以外のことを書いたときは、該当箇所の解答を無効とすることがある。
8. 解答用紙の裏面は計算等に使用してもよいが、採点はしない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
10. 解答終了後、配付された解答用紙はすべて提出すること。問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

第1問（25点）

1976年に竣工した住宅である「中野本町の家」に関する以下の文章を読み、かつ次ページの図面を理解したうえで、問1から問5に答えなさい。

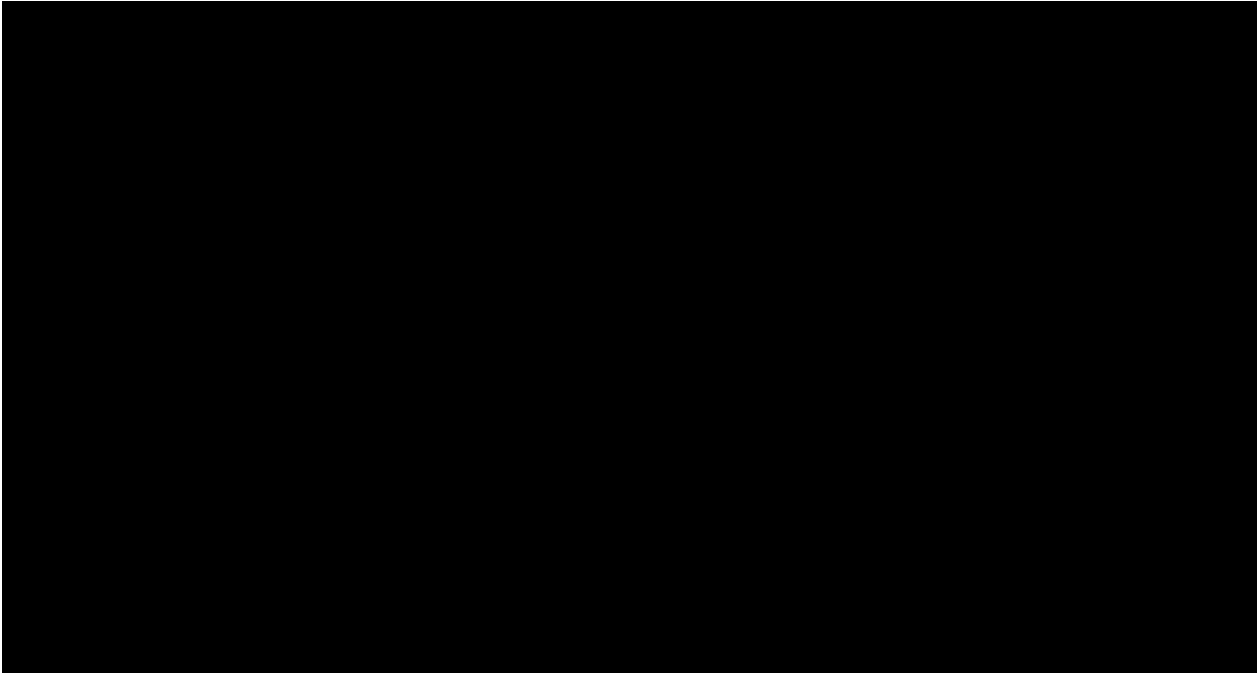
今日、建築をフォームで語ることは、多少なりとも時代に反応する人びとの間では、すでに了解事項となった。だがそれにしても、受け取る側の知性の介入に頼らないと読解不能な建築が多すぎはしないか。すなわち、言語で解説が添えられることによって、作者の意図が理解されるだけの建築であり、これは明らかに建築の墮落である。知性の乏しい建築に対して関心が薄いことはいうまでもないが、同時に知性の背後に生に根ざす感性の息づきの聞こえない扁平な建築もまた興味がない。

近代建築のボキャブラリーで、いぜんとして語られている建築の多くが魅力に乏しいことは事実であるが、かといって近代以前のボキャブラリーをいくら並べたてても、私たちが直面している問題に何らかの示唆を与えているようには思われない。

いま、何にもまして求められていることは、近代という言葉にとらわれることよりも、与えられた領域を自由に、かつ豊かに囲い、区切る⁽¹⁾というもともと原初的な地点にまで建築行為を引き戻してとらえてみることではないか。いかに制約された条件の下でも、それが自身の存在のリアリティと向き合う地点からはじまるならば、つくられた建築自体が作者のリアリティを必ず何らかのかたちで語り出すはずである。

このようなことを思ったのは、この建築の設計のさ中であつた。それまで私も、軸線とシンメトリーというフォームの操作を手がかりとして空間の実体化を試みていた。しかし、U字型プランの中央に縦に軸線を通すことによって、湾曲した大きな壁が左右に分断されてしまう点を納得できない⁽²⁾ままに思いをめぐらしていた。それはシンメトリーの強いフォームをもつことになっても、緩やかに回り込んでいく壁面の美しさを断つことでもあつた。軸線を貫きたいとする観念の志向と、空間の美しさを求める感性の対立の末に、私は後者を選んだ。

伊東豊雄「白い環」（出典：新建築 1976年11月）



「中野本町の家」の図面

(出典：後藤暢子・後藤幸子・後藤文子『中野本町の家』住まいの図書館出版局，1998)

問 1

設計者がアンダーライン(1)のように書いている思いが，実現した「中野本町の家」のどの部分にどのように反映されているか，図面を読み解き，思考を働かせた上で，説明しなさい。

問 2

設計者がなぜアンダーライン(2)のように考えたのか，詳しく説明しなさい。

問 3

この住宅が通常の住宅と異なると思う点を 3 点挙げ，3 点それぞれについて冒頭に①②③を付して説明しなさい。

問 4

問 3 で挙げた 3 点のそれぞれについて人間の行動と関連した長所を想像し，同様に冒頭に①②③を付して説明しなさい。

問 5

建築の専門家をめざす学生の一人として，建築を実現する上で知性と感性はどのような関係にあるべきか，個人的な考えを説明しなさい。

第2問 (25点)

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震をきっかけとして書かれた地震学に関する【新聞記事1】【新聞記事2】を読んで、以下の問いに答えなさい。

- 問1 自然現象を解明する学問(自然科学)と工学の役割の違いを、地震学(自然科学)と、建築物の地震に対する設計(工学)という観点から説明しなさい。
- 問2 新聞記事から読み取れる範囲で、建築基準法によって建築物に求められている耐震性について説明しなさい。
- 問3 下線部(1)の「普通の人(建築)基準法のレベルがこんなに低いとっていない。専門家の認識とは違う。」は、どのように違うという意見なのかを、新聞記事から読み取れる範囲で説明しなさい。
- 問4 建築物の耐震性(地震に対する性能)に関する目標性能は、法規制を満足した上で、建築主(建築物の工事請負契約の発注者)が決定すべきものである。建築物の耐震性の決定において重要な事項について、自身の考えをできるだけ詳しく記述しなさい。

[Redacted text block]

<朝日新聞（2011年10月17日）より抜粋>

【新聞記事2】

[Redacted text block]

[Redacted text block]

<朝日新聞（2011年10月22日）より抜粋>